

下松市へ遺言による寄附（遺贈寄附）をお考えの方へ

遺贈寄附とは、生前に遺言書などを作成し、ご自身が亡くなった後、ゆかりのある自治体や団体に遺産の一部またはすべてを寄附することをいいます。

いただいた寄附は、本市の様々なまちづくり事業に活用させていただきます。

ご興味・ご関心がある方は、まずはお気軽にご相談ください。

【お願い】

1. 遺言書の作成について

①遺贈遺言が法的な効力を持つためには、民法で定められた方式で遺言書を作成する必要があります。一般的に使われる方式として「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」がありますが、下松市への遺贈寄附をご検討いただく際には、ご自身の生前のご意思を確実に実現させるため「公正証書遺言」をお願いしています。

②遺言の作成には、専門的な知識が必要となります。費用はかかりますが、弁護士、司法書士などの専門家や信託業務の認可を取得している金融機関へご依頼されることをお勧めします。

2. 遺言書の記入事項について

①遺贈寄附先（受遺者）の指定には、以下の名称と所在地をご記入ください。

- ・名 称：山口県下松市
- ・所在地：山口県下松市大手町3丁目3番3号

②遺贈寄附いただける金額は、税金・諸経費を差し引き、かつ遺留分を除いた額を「現金●円」とご記入ください。

③遺贈寄附の使いみちについてご記入ください。※詳しくは裏面をご覧ください 

④遺言の内容を実現する「遺言執行者」を指定し、ご記入ください。

3. 現金以外の財産について

現金以外の財産の遺贈寄附はお受けしかねます。あらかじめご承知おきください。

4. 無料法律相談について

下松市にお住まいの方には、無料法律相談をご案内することもできます。詳しくは、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

【無料法律相談の問い合わせ先】下松市生活環境部生活安全課 ぐらしの相談係
(市役所1階⑱番窓口) Tel 0833-45-1827

下松市への遺贈寄附
の問い合わせ先

下松市企画財政部財政課 施設マネジメント室
Tel 0833-45-1856 Fax 0833-44-2459
Email : management@city.kudamatsu.lg.jp



寄附金の使いみちをご指定ください

健康福祉

保健・医療の充実
多様な福祉の充実
子育て環境の充実 など



産業経済

農林水産業の振興
商工業の振興
創業支援と就労環境整備 など



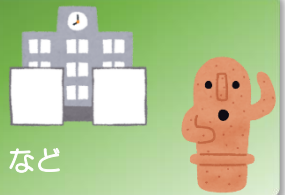
生活環境

生活の安全性確保
衛生的な環境づくり
地域の環境保全 など



教育文化

学校教育の充実
社会教育の充実
文化振興と文化財保護 など



都市建設

計画的な土地利用
都市基盤の整備・管理
居住環境の整備 など



市民協働

協働による地域活動の推進
観光産業の振興
スポーツの推進 など



そのほかの下松市のまちづくり事業

上記以外で具体的にご希望される事業があればご指定ください。
※事業によってはご希望に沿えない場合がありますので、事前にご相談ください。



遺言書の作成に携わる方（士業、銀行、公証人等の皆様）へ

遺言者のご意思を確実に実現するために、以下の点につきまして留意していただきますようお願いいたします。

1. 対象となる財産について

下松市では、現金に限り遺贈寄附をお受けしております。遺贈の中に現金以外の財産が含まれる場合は、「遺言執行者により換価させた上で下松市に遺贈する」旨を明記してください。現金以外の財産そのものを活用するご希望は、事前に市の承諾を受けた場合を除きお受けできません。

2. 遺贈の種類について

特定遺贈としていただきますよう、お願いします。遺言執行時の債務状況にかかわらず、包括遺贈はお受けしておりませんので、包括遺贈をお考えの場合はご再考いただきますよう、併せてお願いいたします。また、負担付遺贈につきましても、お受けできません。

3. 遺留分について

相続人に遺留分権利者がいらっしゃる場合は、トラブル防止のためにも遺留分を除いた額を遺贈寄附していただくよう、お願いします。

4. 遺贈寄附の使いみちについて

遺贈寄附の使いみちについて、付言事項に記載していただきますようお願いいたします。併せて相続人へのお気持ちも付言事項に添えることをお勧めします。